

香芝市立保育所及び認定こども園給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第29号

香芝市立保育所及び認定こども園給食費徴収規則の一部を改正する規則
香芝市立保育所及び認定こども園給食費徴収規則（令和元年規則第11号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年9月分から12月分までの給食費の額の特例）

3 令和4年9月分から12月分までの給食費の額は、第2条の規定にかかわらず、0円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。